

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和2年2月22日

井原市議会議長  
坊野公治様

井原市議会議員 山下 憲 雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和2年2月14日(金)～2月15日(土)
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	開催場所：福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	2月14日(金) 10:00～12:30 研修名：議会改革注意点と議会・議員の未来 14:00～16:30 率直に語る地方議員に関するお金の考え方 2月15日(土) 10:00～12:30 研修名：質問方法スキルアップ研修 初級編 14:00～16:30 質問方法スキルアップ研修 応用編
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	講師 2日間とも 高橋伸介氏（大阪府議政策アドバイザー）
5. 活動内容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

別紙

実施期間：令和2年2月14日(金)～2月15日(土)

開催場所：福岡市博多区博多駅東1丁目16-14  
リファレンス駅東ビル

記録者：山下憲雄

## 研修活動内容

研修名：(一日目) 議会改革注意点と議会・議員の未来

- 地方議会の本質は「能率的な行政の確保」と「住民福祉の増進と市政の発展」にある。  
(地方自治法第一条)
- 議会は議員により合議し議決する機関である。

### 【議会要務令】

- ① 議会では最上のものを目指さない。議員全員のレベルの半歩前を提案する。
- ② 徹底して合意形成に努力する。
- ③ 「私」を捨てる。
- ④ 議員全員と付き合う(対話)。
- ⑤ バッチをつけると「先生」と呼ばれる自覚をする。

### 【憲法、自治法から見る議会、議員】とは

- 憲法第8章 地方自治法 92条 93条その議事機関として議会を定める。地方公共団体の長、及び市の議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
- 94条(条例を定めることができる) 95条
- 地方自治法の本旨、住民自治(民主主義の精神)と団体自治(地方分権の原理)である。

### 【地方自治法 第二節 権限】

- ① 第96条関係議会は次に掲げる事件を議決しなければならない。
- ② 条例 予算 決算認定 手数料の徴収に関する事(4項) 不動産を信託すること 財産の取得または処分 寄付または贈与を受けること 権利を放棄すること 普通地方団体を被告とする訴訟、和解、あっせん及び調停、和解に関する事 損害賠償の額を決めること
- ③ 【招集及び会期】
- ④ 議会は長が招集する 議長は運営委員会の議決を経て議会に付議すべき事件を示して臨時会の招集ができる。

### 【第4節 議長及び副議長】

- 103条 議会は議長及び副議長を一人選挙しなければならない。
- 104条 議長は議会を代表する。
- 105条 議長は委員会に出席して発言できる。

## これからの議会活動の基本 問われる背景

- ① 分権一括法により、国と地方の関係は「上下、主従」から表向きは「対等・協力」の関係に変わった。コンセプトは地方分権。
- ② 【標準会議規則からの脱皮】
- ③ 地方自治の本旨の明確化 議会の政策立案機能・監視評価機能の発揮で見える化。
- ④ 質問、質疑だけの議会から議員間討議を重視する議会。
- ⑤ 追認機関ではなく首長などと政策競争をする議会が求められる。

## これからの議会質問

政策立案機能 執行機関監視機能 管理運営機能を充実していく 議会・議員提案条例を。

## 研修名：(二日目) 質問方法スキルアップ研修 初級編 応用編

### 一般質問のポイント

- 知っていることを聞き、知らないことは聞かない。
- 事前勉強と十二分なヒアリング。
- 政策提案にポイントが置かれるようになった。
- 質疑とは：議案に対する問題点を質すこと。
- 議員は、質疑にあたっては、自分の意見を述べることができない。
- 議題外の発言はできない。
- 代表質問をやめる議会が多くなってきた。

### 質問のスタイル

- 1、地元・住民要望型（選挙票にはなる）
- 2、財政、市政に関すること（決算カードの読み切り）
- 3、行政改革型（容易な質問と高度な質問が混在するから注意が必要）

### 政策提案（立案）

議員による政策提案が可能な根拠（地方自治法第 102 条）議員は議会の議決すべき事件について議会に議案を提出することができる。（議員の 12 分の 1 以上の者の賛成が必要。）

### 執行部から見た議会質問

- 議員の仕事力についてシビアに見ている。
- 勉強不足なのに上から目線。
- 選挙前には異常に頑張る。
- 日頃何をしているかわからない。

### 執行部から一般質問に求められるもの

- 執行部が身体で分からない問題を具体的に指摘・改善策を出す。  
提案指摘→共感→協力→実行
- 議員提案には財政効果も忘れずに。
- 行政資産の有効活用（行政資産の精査と整理統合）。

以上